

## 平成27年10月より標準報酬制移行に係る短期給付の変更について

### 1. 休業給付、災害給付に係る給付金の算定について

以下の休業給付及び災害給付について、平成27年10月以降の給付では、「標準報酬月額（短期）」を基に給付額を算定します。

なお、傷病手当金及び出産手当金について、平成27年9月30日以前に退職した組合員が平成27年10月1日をまたいで引き続き受給する場合、退職時の給料日額を基に給付額を算定します。

	現行（平成27年9月30日まで）	平成27年10月以降
傷病手当金	1日につき 給料日額×2/3×1.25	1日につき 標準報酬日額×2/3
出産手当金	1日につき 給料日額×2/3×1.25	1日につき 標準報酬日額×2/3
休業手当金	1日につき 給料日額×60/100	1日につき 標準報酬日額×50/100
育児休業手当金	1日につき 給料日額×40/100(※)×1.25	1日につき 標準報酬日額×40/100(※)
介護休業手当金	1日につき 給料日額×40/100×1.25	1日につき 標準報酬日額×40/100
弔慰金 家族弔慰金	弔慰金：給料月額×1.25 家族弔慰金：給料月額×1.25×70/100	弔慰金：標準報酬月額 家族弔慰金：標準報酬月額×70/100
災害見舞金	損害の程度に応じて定められた月数 ×給料月額×1.25	損害の程度に応じて定められた月数 ×標準報酬月額

(※) 当分の間の措置として、最初の180日は67/100、残りの期間は50/100とされている。

標準報酬日額…標準報酬月額の1/22の額（10円未満四捨五入）

※標準報酬日額の算定については、現時点で確定ではございません。変更が生じた場合のみ、おって連絡いたしますのでご了承願います。

### 2. 高額療養費の自己負担限度額の判定等について

高額療養費の自己負担限度額の区分については下表のとおりとなります。

表1

[70歳未満の組合員及び被扶養者]

標準報酬月額	自己負担限度額
83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
53万円以上 83万円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
28万円以上 53万円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
28万円未満	57,600円
低所得者 (住民税非課税者等)	35,400円

表2 [70歳以上の組合員及び被扶養者]

区 分	自己負担限度額	
	外来のみ	入院を含む（世帯単位）
一定以上所得者 (標準報酬月額28万円以上)	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
一 般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

【世帯合算の高額療養費】

世帯合算の高額療養費に係る自己負担限度額の区分については下表のとおりとなります。

標準報酬月額	自己負担限度額
83万円以上	140,100円
53万円以上 83万円未満	93,000円
28万円以上 53万円未満	44,400円
28万円未満	44,400円
低所得者 (住民税非課税者等)	24,600円

3. 高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費の自己負担限度額の区分については下表のとおりとなります。

標準報酬月額	自己負担限度額
	70歳未満 医療保険+介護保険
	平成27年8月から
83万円以上	212万円
53万円以上 83万円未満	141万円
28万円以上 53万円未満	67万円
28万円未満	60万円
低所得者 (住民税非課税者等)	34万円

区 分	自己負担限度額
	70歳～74歳 医療保険+介護保険
一定以上所得者 (標準報酬月額28万円以上)	67万円
一 般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

4. 一部負担金払戻金・家族療養費附加金・家族訪問看護療養費附加金について  
一部負担金払戻金等の区分については下表のとおりとなります。

標準報酬月額	基礎控除額
53万円以上	50,000円
53万円未満	25,000円

## 5. その他

### 【傷病手当金の留意事項】

休業給付が支給される期間に報酬が支給されるときは、その限度で休業給付が調整されることとなります。

標準報酬制導入後は、**休職給(8割)を受けている間の報酬の日額が給付日額を下回った場合、傷病手当金の一部が支給される事例**が想定されますので、休職給が支給された場合はご連絡いただきますようお願いいたします。